

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市高州一丁目一七八番二地先から 同市高州一丁目一六〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年九月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年八月五日 付埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十一号 及び平成二十九年十一 月六日付埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 十三号で告示した道路 予定区域の一部供用開 始である。延長一三一・ 四四メートル</p>